

鳥取県立八頭高等学校部活動等に係る方針

1 基本方針

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施し、文武両道を軸とする運営を行う。
- (2) 部活動は、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」に則って行う。
- (3) 顧問は、担当する部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって自主的・主体的に活動できるようにする。
- (4) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- (1) 休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。

※別紙1「活動計画表」参照

- ア. 既定の週末の休養日に大会等で活動を行う場合は、他の曜日に振り替える。
- イ. 長期休業中の部活動休養日は、学期中に準じて設定する。また、ある程度まとまった休養期間も別途設ける。
- (2) 活動時間：学期中は原則として、長くとも平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。
- (3) 参加する大会：原則として、高体連・高文連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- (4) その他・定期考査の1週間前（土日含む）は原則として部活動を行わないこととする。（詳細は生徒会の規定による）
・週末等に、合宿・遠征等で集中して長時間活動を行う場合は、休憩時間を十分とること。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者の理解と協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日等を紙面やホームページ等で示し、理解を得るとともに必要に応じて協力が得られるようにする。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」（※別紙）等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。